

## 第4章 みどりの基本施策

### 4-1 みどりの施策体系

みどりの将来構想を実現するため、基本方針に基づきみどりの基本施策を整理します。

基本方針		施策の方向		No	みどりの施策	
【みどりの将来像】 みんなでつくる 水とみどりの共生都市	みどりの保全	1：水辺を主軸とした町のみどりの骨格を守ります	河川のみどりの保全	○相模川の保全と活用	保 1-1-1	相模川の河川環境の維持・保全
				保 1-1-2	相模川河川敷の活用	
				保 1-1-3	関係団体との連携による河川流域での取組みの推進	
			○多自然川づくりの推進	保 1-1-4	目久尻川ふるさとの川整備等の推進	
				保 1-1-5	小出川等護岸整備の際の配慮	
				保 1-1-6	水辺環境の維持管理活動の支援	
		生物多様性の保全	○在来の動植物が生育・生息している緑地、河川等の環境の保全	保 1-2-1	開発や都市施設等の整備の際のミディゲーションの検討	
			保 1-2-2	ホテル復活プロジェクトの推進		
			○町内の動植物の生息・育成状況調査の実施	保 1-2-3	野生動物調査の協働による実施	
			保 1-2-4	生き物観察会や生物多様性について学ぶ機会の創出		
			保 1-2-5	生き物観察マップなどの活用		
			保 1-2-6	自然観察スポットの創出		
	2：残された希少な樹林地のみどりを守ります	まとまりある樹林地の保全	○自然環境保全地域の指定の継続	保 2-1-1	寒川神社及び腰の山自然環境保全地域の継続的保全	
			○保存樹木の指定の継続	保 2-1-2	旧目久尻川ふるさと緑道沿い緑地の継続的保全	
		社寺林や屋敷林などの小さな樹林地の保全	○小さな樹林地の保全	保 2-2-1	保存樹木・保存樹林制度の充実	
			樹林地保全のための財源確保及び管理の推進	○緑地保全のための基金の有効活用及び財源の確保	保 2-3-1	緑地基金の有効活用
		保 2-3-2		寄贈緑地受入体制の構築		
		保 2-3-3	樹林地や樹木の分布実態把握調査の推進			
3：農のみどりを守ります	農地の保全・活用	○農地の保全・活用	保 3-1-1	農用地区域の維持・保全		
			保 3-1-2	農地の集積化・集約化の促進		
		○農とのふれあいの促進	保 3-1-3	家庭菜園等の利用促進		
			保 3-1-4	農業体験学習の促進		
みどりの創出	4：暮らしに身近な日常のみどりを創出します	大規模な民間施設の緑化	○大規模な民間施設の緑化	創 1-1-1	みどりの協定の締結促進	
			創 1-1-2	総合設計制度等の活用促進		
	5：寒川町の顔にみどりを創出します	まちの顔の緑化	○駅前及び公共施設の緑化の推進	創 2-1-1	駅前周辺の緑化推進	
				創 2-1-2	緑化の先導役となる庁舎や公共施設の積極的な緑化	
	6：みどりと共生する新しいまちを創出します	道路やインターチェンジ周辺の緑化	○道路やインターチェンジ周辺の緑化	創 2-2-1	インターチェンジ周辺の緑化の推進	
				創 2-2-2	街路樹・緑地帯の適切な緑化の推進	
環境共生都市の形成	○環境に配慮したまちづくりの推進	創 3-1-1	ツインシティ倉見地区への緑化推進			
		創 3-1-2	田端西地区への緑化推進			
		創 3-1-3	開発指導要綱の運用による指導			
みどりの整備	7：町の特徴となる公園を整備します	多様で特徴的な公園整備	○ニーズや時代に即した公園・緑地の整備	整 1-1-1	ユニバーサルデザインの公園づくりの促進	
			整 1-1-2	ニーズや時代に即した公園・緑地の整備促進		
			○公園施設の長寿命化等適切な維持管理の推進	整 1-2-1	公園施設の長寿命化等適切な維持管理の推進	
		公園の適切な維持管理の推進	○多様な主体による維持管理の促進	整 1-2-2	町民協働による公園づくりや管理・運営の推進	
			整 1-2-3	指定管理者による運営・管理の検討		
			○身近な公園の整備	整 1-3-1	街区公園整備	
	計画的な都市公園等の整備	○大規模な公園の整備	整 1-3-2	地区公園整備		
		整 1-3-3	運動公園整備			
		8：身近にみどりにふれあう場を整備します	○身近なみどりのスポットの維持・整備	整 2-1-1	【都市緑地の整備】道路緑地の整備促進	
	整 2-1-2			【公共施設緑地の確保】運動場等、児童の遊び場、ちびっ子広場の維持・保全		
	整 2-1-3			【緑道】緑道の整備とネットワーク化の推進		
	9：安全・安心のためのみどりを整備します	○安全・安心のためのみどりの整備	整 3-1-1	防災性の向上に資するみどりの保全		
整 3-1-2			公園の防災機能の向上促進			
整 3-1-3			防犯に配慮した公園施設の検討			
みどりの継承	10：水とみどり文化を醸成します	水とみどり文化の醸成	○みどりの情報発信	継 1-1-1	多様な情報媒体を活用したみどり情報の発信	
			○水の情報発信	継 1-1-2	水に関する情報発信の促進	
			○みどりのイベントの充実	継 1-1-3	緑化フェアの充実	
	11：みどりづくりを進める体制をつくりまします	みどりづくりを進める体制づくり	○人材育成・活動団体支援	継 2-1-1	みどり活動に関するボランティアなどの人材募集と育成	
				継 2-1-2	緑化推進等を実施する関係団体の支援	
	12：みどりづくりの制度を充実します	みどりづくりの制度の充実	○制度の充実	継 3-1-1	「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の充実	
				継 3-1-2	「寒川町緑化基金条例」の充実	
継 3-1-3	協働提案事業の活用推進					
継 3-1-4	みどりの基本計画の継続的推進					

※ 各施策における実施時期の目安として、以下のとおりに区分しています。

前期：令和3年（2021年）～令和9年（2027年）

中期：令和10年（2028年）～令和16年（2034年）

後期：令和17年（2035年）～令和22年（2040年）

## 4-2 みどりの基本施策

### ■保全-1 水辺を主軸とした町のみどりの骨格を守ります

#### 保全1-1 河川のみどりの保全

- ・本町には相模川、目久尻川、小出川が流れ、河川とのかかわりの深い土地柄であり、河川沿いに広がる農地や樹林地が一体となった環境は、町のみどりの骨格となっています。
- ・市街地内を流下する河川は、人々の暮らしに潤いや安らぎをもたらすものであるとともに、風の道としてヒートアイランド現象の緩和など都市環境の改善や生物の生息・生育環境としても重要な役割を果たしています。
- ・本町の骨格となるみどりとして、この河川のみどりの保全を図ります。

施策の方向	NO	みどりの施策
河川のみどりの保全	○相模川の保全と活用	保1-1-1 相模川の河川環境の維持・保全
		保1-1-2 相模川河川敷の活用
		保1-1-3 関係団体との連携による河川流域での取組みの推進
	○多自然川づくりの推進	保1-1-4 目久尻川ふるさとの川整備等の推進
		保1-1-5 小出川等護岸整備の際の配慮
	○水辺環境の維持管理の推進	保1-1-6 水辺環境の維持管理活動の支援



### ○相模川の保全と活用

- 相模川は広域的にも、また本町の自然環境としても重要な緑であり、水道の水源としても重要であることから、現在の良好な河川環境が維持・保全されるよう国へ要請するとともに、環境へ配慮しながら、河川敷について広場や公園等として活用を図ります。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保1-1-1	相模川の河川環境の維持・保全	都市計画課	●	●	●
保1-1-2	相模川河川敷の活用	スポーツ推進課	●	●	●
保1-1-3	関係団体との連携による河川流域での取り組みの推進	都市計画課 環境課	●	●	●

#### 具体的な実施内容

- 相模川の流域市町である平塚市、茅ヶ崎市、寒川町で構成されている相模川整備促進協議会において、相模川の適正な整備促進を国土交通省の本省及び各関係機関に向けて、毎年行っている要望活動を引き続き行います。
- 倉見スポーツ公園や川とのふれあい公園、田端スポーツ公園で相模川河川敷の有効活用を図っており、今後においても利用者の要望を反映しながら引き続き活用できるように河川管理者へ働きかけます。
- 関係団体と連携して毎年実施している相模川美化キャンペーンによる美化清掃や、関係団体が主体となって実施しているカワラノギクの圃場整備等について、広報やホームページ等を活用しながら町民への周知を図り、その活動を支援します。

### ○多自然川づくりの推進

- 水辺の保全と適切な活用のため、河川沿いの遊歩道や水辺に触れ合うことのできる場として、目久尻川ふるさとの川整備事業等の促進を図ります。また、水辺の整備の際は多自然工法を用いるなど、野生動植物の生息・生育環境への配慮を取り入れた整備を行うよう働きかけます。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保1-1-4	目久尻川ふるさとの川整備等の推進	都市計画課			●
保1-1-5	小出川等護岸整備の際の配慮	都市計画課	●	●	●

#### 具体的な実施内容

- 目久尻川沿いを遊歩道や憩いの場として活用するのに必要な用地の購入や、整備に必要な工事を順次行います。

- ・ 神奈川県が実施している小出川河川改修工事に伴い、野生動植物の生息や育成に影響が出ないように有識者の助言や町民及び関係団体の要望を反映させ、多自然工法で改修を行うよう引き続き働きかけます。

**○水辺環境の維持管理の推進**

- ・ 目久尻川クリーン作戦や川とのふれあい公園の花壇への花植え、旧目久尻川ふるさと緑道の整備など、町民により水辺環境を憩いの場として保全する活動が行われています。水辺の保全と適切な活用のため、協働による維持管理活動を支援します。

施策 NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保1-1-6	水辺環境の維持管理活動の支援	環境課 都市計画課	●	●	●

**具体的な実施内容**

- ・ 関係団体や町民と連携して行っている水辺環境の清掃活動や維持管理に必要な整備活動について、官民連携の協働を更に強化し支援します。



## 保全1-2 生物多様性の保全

- ・本町では、河川沿いの低地には水田が広がり、平成13,14年度・平成25,26年度に実施した動植物現地調査や神奈川県レッドデータ2006において、水辺に生育する希少な動植物種が確認されています。また、自然観察会においては、水辺に生息する生き物を捕食する、サギ類やシギ・チドリ類などの生息・飛来が確認されています。
- ・生物多様性基本法の成立にともない、都市緑地法運用指針の中にも生物多様性確保の視点が追加されるなど、都市のみどりにおける生物多様性確保の重要性が高まっています。

施策の方向	NO	みどりの施策
生物多様性の保全	○在来の動植物が生育・生息している緑地、河川等の環境の保全	保1-2-1 開発や都市施設等の整備の際のミティゲーションの検討
		保1-2-2 ホタル復活プロジェクトの推進
	○町内の動植物の生息・生育状況調査の実施	保1-2-3 野生動植物調査の協働による実施
	○生物多様性についての啓発	保1-2-4 生き物の観察会や生物多様性について学ぶ機会の創出
		保1-2-5 生き物観察マップなどの活用
		保1-2-6 自然観察スポットの創出



### ○在来の動植物が生育・生息している緑地、河川、湧水等の環境の保全

- ・開発や都市施設等の整備、農地等の整備にあたっては、既存の生物生息環境の保全・復元に配慮した整備（以下、「ミティゲーション」という）を図ります。また、生物多様性の保全に十分配慮しつつ、自然のサイクルでホタルの飛ぶ環境を復元する取組みを進めます。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保1-2-1	開発や都市施設等の整備の際のミティゲーションの検討	都市計画課		●	●
保1-2-2	ホタル復活プロジェクトの推進	都市計画課 環境課	●	●	●

#### 具体的な実施内容

- ・周辺の生態系に影響を与えることが懸念される大規模開発やインフラ整備の際においては、野生動植物への影響評価を実施するよう事業者に対して要請し、適切な保全対策を行うよう指導します。また、建設及び土木工事は生態系に配慮した工法・時期を選択するよう事業者と協議します。
- ・関係団体が主体となって行っているホタル復活プロジェクトを推進するため、必要な資材の提供や広報活動を行う等、積極的な支援を行います。

### ○町内の動植物の生息・生育状況調査の実施

- ・生物多様性の保全を図るため、野生動植物の生息・生育状況の実態を把握する継続的な調査を実施します。また、地域住民や関係団体との協働による生息・生育状況調査を実施します。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保1-2-3	野生動植物調査の協働による実施	環境課 町民協働課	●	●	●

#### 具体的な実施内容

- ・野生動植物の実態調査を継続的に実施するにあたり、野生動植物とのふれあいによる自然環境保全の意識向上効果の観点から、地域住民や関係団体との協働で実施している先進事例があります。それらを取り入れながら、寒川町の実情に合う実施体制を確立します。

### ○生物多様性についての啓発

- ・生き物の観察会等を通じ、生物多様性について学ぶ機会の創出を図ります。また、自然観察スポットを創出するとともに、マップなどの情報提供機会の充実に努めます。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保1-2-4	生き物の観察会や生物多様性について学ぶ機会の創出	環境課 町民協働課	●	●	●
保1-2-5	生き物観察マップなどの活用	環境課	●	●	●
保1-2-6	自然観察スポットの創出	都市計画課			●

### 具体的な実施内容

- ・ 「川の生き物調査隊」や「野鳥観察会」等の生物多様性について学ぶイベントを関係団体と連携して開催することにより、野生動植物を身近に感じる機会を創出し、地域住民の意識高揚を図ることで、生育・生息環境を守り育てる取り組みを行います。
- ・ 「さむかわ生き物観察マップ」などの環境学習パンフレット・教材を提供することにより、野生動植物に関する情報を広めることで知識の普及を進めます。
- ・ 目久尻川沿いに関係団体が主体となってつくった「自然観察の森」をはじめ、相模川に飛来するサギ類の観察ができる川とのふれあい公園の一角を整備する等を行うことにより、自然観察が可能なスポットを創出し、野生動植物を身近に感じることができ環境を整え、環境学習を通して自然環境の大切さや必要性を学ぶ場とします。

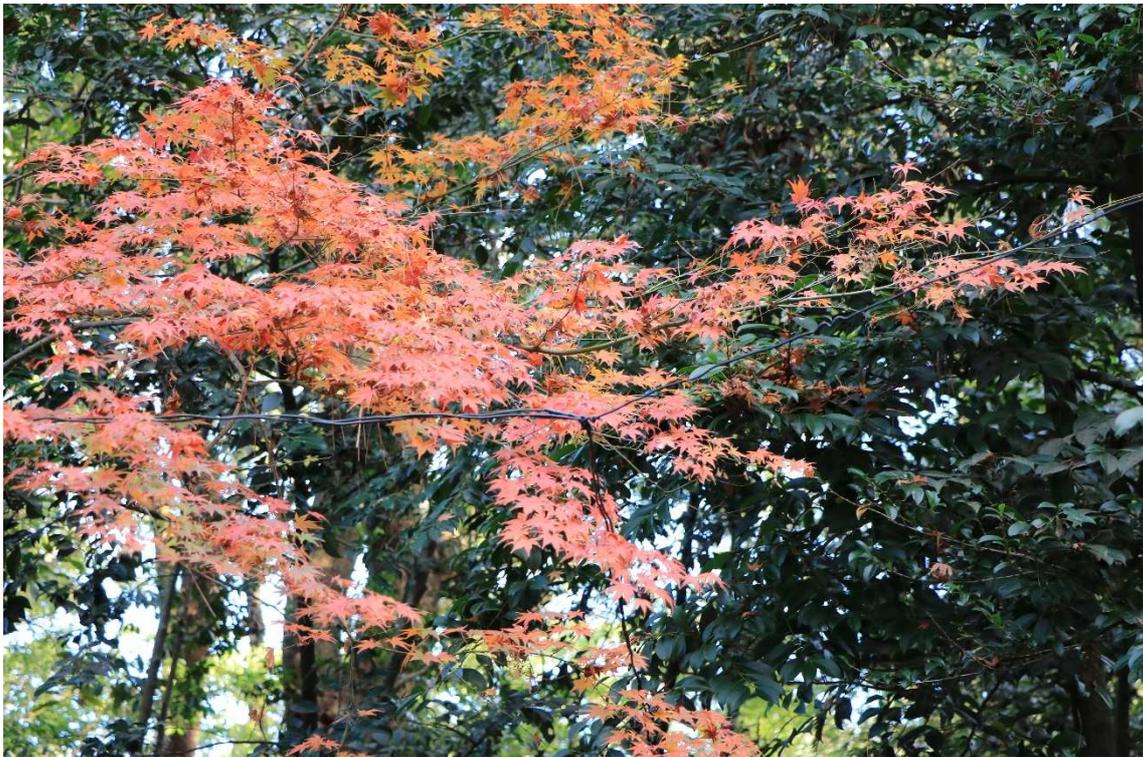


## ■保全－2 残された希少な樹林地のみどりを守ります

### 保全2－1 まとまりある樹林地の保全

・本町の樹林地面積は町全体の1.5%と非常に少なくなっています。現存する樹林地は、本町の大切な財産として未来へ継承するよう、地域制緑地の活用により樹林地保全の担保性の向上に努めます。

施策の方向		NO	みどりの施策
まとまりある樹林地の保全	○自然環境保全地域の指定の継続	保2-1-1	寒川神社及び越の山自然環境保全地域の継続的保全
	○保存樹林の指定の継続	保2-1-2	旧目久尻川ふるさと緑道沿い緑地の継続的保全



### ○自然環境保全地域の指定の継続

- ・本町の樹林地のなかで、まとまりのある寒川神社の樹林地と越の山の樹林地は自然環境保全地域に指定されており、今後も指定にふさわしい樹林地であるよう保全を推進し、必要な活動を行います。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保2-1-1	寒川神社及び越の山自然環境保全地域の継続的保全	都市計画課	●	●	●

#### 具体的な実施内容

- ・自然環境保全地域は、自然的社会的諸条件からみてその区域における自然環境を保全することが特に必要なものとして神奈川県知事が指定しています。今後も寒川神社と越の山自然環境保全地域がこの指定にふさわしいものであるよう、継続的に適正な保全を推進します。

### ○旧目久尻川ふるさと緑道沿い緑地の継続的保全

- ・旧目久尻川ふるさと緑道沿い緑地は、生物の生息環境となる貴重な緑地となっています。現在は「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく保存樹林として保全されており、今後も継続して適正に保全します。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保2-1-2	旧目久尻川ふるさと緑道沿い緑地の継続的保全	都市計画課	●	●	●

#### 具体的な実施内容

- ・現在、旧目久尻川ふるさと緑道沿い緑地は、関係団体が定期的に保全活動を行っていることにより、適正な保全が図られています。今後においても継続して関係団体と連携し、必要な資材の支給等の支援を行って適正に保全していきます。

## 保全2-2 社寺林や屋敷林などの小さな樹林地の保全

・本町に点在する社寺林や屋敷林は、昔ながらの景観を形成するとともに、市街地内に残された数少ない樹林地となっています。このため、これらの小さな樹林地の保全策について検討します。

	施策の方向	NO	みどりの施策
社寺林や屋敷林などの小さな樹林地の保全	○小さな樹林地の保全	保2-2-1	保存樹木・保存樹林制度の充実



### ○小さな樹林地の保全

- ・社寺林や屋敷林について積極的な保全を図るため、「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づく保存樹木及び保存樹林制度の充実を図ります。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保2-2-1	保存樹木・保存樹林制度の充実	都市計画課	●	●	●

### 具体的な実施内容

- ・ 現在、保存樹林及び保存樹木の保全に必要な助成を行わないこととしていますが、適正な保全を推進することを目的として助成を再開させることで、制度の充実を図ります。
- ・ 保存樹木や保存樹林の指定については、その樹齢や大きさに加え、希少性や町民に親しまれる度合い等を総合的に勘案して決定すべきことであることから、指定に関する判断基準を精査し、樹木所有者や関係団体、有識者等を含めてその定義の共有化を図ります。



### 保全2-3 樹林地保全のための財源確保及び管理の推進

・樹林地を保全するために必要な財源確保、維持管理方策など、総合的な保全策について検討します。

施策の方向		NO	みどりの施策
樹林地保全のための財源確保及び管理の推進	○緑地保全のための基金の有効活用及び財源の確保	保2-3-1	緑化基金の有効活用
		保2-3-2	寄贈緑地受入体制の構築
	○住民参加による樹林地管理の推進	保2-3-3	樹林地や樹木の分布実態把握調査の推進
		保2-3-4	協働による保存樹木、樹林等の維持管理体制の構築



### ○緑地保全のための基金の有効活用及び財源の確保

- ・緑地の保存や緑化の推進の財源として本町では緑化基金を有しており、有効な活用による緑地の保全及び緑化の推進を図ります。また、寄贈緑地の受け入れ体制の整備を構築します。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保2-3-1	緑化基金の有効活用	都市計画課	●	●	●
保2-3-2	寄贈緑地受入体制の構築	都市計画課			●

#### 具体的な実施内容

- ・緑化基金は保存樹木や保存樹林の助成や、住民による公園管理を目的としている公園愛護会への支援に充てることとし、緑地保全や緑化推進、公園の適正管理等へ有効活用します。
- ・現在、寒川町では寄贈緑地の受け入れ及び維持管理体制と審査基準が構築されていません。神奈川県や先進自治体等を参考にして、寒川町の緑化事情に合ったものを構築します。

### ○住民参加による樹林地管理の推進

- ・樹林地や樹木の保全のため、その実態把握調査を推進するとともに、樹林地所有者の負担を軽減するよう、町民との協働による樹林地等の維持・管理体制の構築を図ります。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保2-3-3	樹林地や樹木の分布実態把握調査の推進	都市計画課	●	●	●
保2-3-4	協働による保存樹木、保存樹林等の維持管理体制の構築	都市計画課		●	●

#### 具体的な実施内容

- ・樹林地や樹木の分布実態把握については、積極的に保全活動を行って頂いている関係団体と連携しながら行うことで、より正確なものになります。今後においても定期的に分布実態把握調査を実施し、整備や保全の必要性を把握しながら対策を検討します。
- ・保存樹木や保存樹林の管理は当該土地所有者が行っていますが、その負担の大きさから適正に管理しきれっていないのが実情です。緑化活動に興味のある地域住民や関係団体を広く募集し、活動に対する楽しさや喜びを知ってもらう機会を設けることで、協働による維持管理体制構築の足掛かりにします。

## ■保全－3 農のみどりを守ります

### 保全3－1 農地の保全・活用

・農地は、本町において最も規模の大きなみどりとなっています。また、平成27年には都市農業振興基本法が成立するなど都市内の農地の必要性は近年益々高まっています。このため、農用地区域の指定継続など、農地の適切な保全に努めるとともに、市街地及び周辺の農地については生産機能を維持しつつ、農地の有する環境保全機能、景観機能等の公益的な価値を高めていきます。

施策の方向		NO	みどりの施策
農地の保全・活用	○農地の保全・活用	保3-1-1	農用地区域の維持・保全
		保3-1-2	農地の集積化・集約化の促進
	○農とのふれあいの促進	保3-1-3	家庭菜園等の利用促進
		保3-1-4	農業体験学習の推進



### ○農地の保全・活用

- ・農業振興地域整備計画に基づく農用地区域の維持・保全や、遊休農地の実態調査に基づいた農地の集積化・集約化の促進により、農地の保全を図ります。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保3-1-1	農用地区域の維持・保全	農政課	●	●	●
保3-1-2	農地の集積化・集約化の促進	農政課	●	●	●

#### 具体的な実施内容

- ・農地の適正な維持と保全を行うため、農業委員会と連携して農地パトロールを実施し、指導を継続します。また、農家数は年々減少しており、農地の適正な維持や保全には農業後継者の育成や新規就農者の受け入れに対する取り組みが不可欠です。関係機関や農業従事者と協力して取り組みを進めていくほか、現在実施している農業従事者や新規就農者への補助等の支援を継続します。
- ・農業経営基盤強化促進法に基づき、農地の利用権設定の推進や、農地中間管理事業を積極的に活用し経営規模拡大を希望する農業従事者へ農地の集積と集約を図ることで、農地の維持と保全につなげます。

### ○農とのふれあいの促進

- ・遊休農地等を活用し、町民に対する家庭菜園の利用促進、未就学児や小学生を対象とした農業体験学習の支援など、農とのふれあいの促進を図ります。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
保3-1-3	家庭菜園等の利用促進	農政課	●	●	●
保3-1-4	農業体験学習の推進	農政課 学校教育課	●	●	●

#### 具体的な実施内容

- ・遊休農地の有効利用のひとつとして、家庭菜園としての活用が挙げられます。寒川町は首都圏へのベッドタウンとして側面もあることから、普段は都心に通勤している住民が、週末には仕事を忘れて趣味として家庭菜園を始めたいという需要が一定数あります。その需要に対し、現在町内の4箇所179区画（令和元年度末時点）で実施している家庭菜園事業の利用を継続して推進します。
- ・農業を身近に感じる機会の創出として、農業体験学習を実施しています。さつまいもの定植や田植えから収穫までを行い、食べるまでの体験をすることで、農とのふれあいを促進します。

## ■創出－1 暮らしに身近な日常のみどりを創出します

### 創出1－1 大規模な民間施設の緑化

- ・本町は町の活力の源となる工場や事業所が多く立地し、工業系用途の占める割合も高くなっています。工場や事業所などの民間施設については緩衝緑地ともなるみどりが配されており、生活環境の保全にも役立っています。こうした良好な環境の維持に努めます。

施策の方向		NO	みどりの施策
大規模な民間施設の緑化	○大規模な民間施設の緑化	創1-1-1	みどりの協定の締結促進
		創1-1-2	総合設計制度等の活用促進

### ○大規模な民間施設の緑化

- ・規模の大きな工場や事業所などの民間施設は、神奈川県のみどりの協定等によりみどりの維持が図られているほか、総合設計制度の活用による緑化空間の確保についても継続して推進します。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
創1-1-1	みどりの協定の締結促進	都市計画課	●	●	●
創1-1-2	総合設計制度等の活用促進	都市計画課	●	●	●

### 具体的な実施内容

- ・大規模な開発が行われる際において、神奈川県自然环境保全条例に基づくみどりの協定対象案件となる場合は、開発しようとする区域面積に対し緑化する面積割合を確保することとなります。開発相談時に当該案件であるかの確認を確実に行ってみどりの協定の締結促進を行うことにより、緑化の推進に努めます。
- ・開発敷地内に一定割合以上の歩行者等が自由に出入りできる公開空地を設けることにより、建築制限を緩和できる総合設計制度があります。この公開空地を緑地として整備してもらうことにより、住民が親しめる緑化空間にできるので、該当する開発案件があった場合には積極的に緑化推進を指導します。

## ■創出－2 寒川町の顔にみどりを創出します

### 創出2－1 まちの顔の緑化

- ・まちの玄関口であり、多くの人を利用する鉄道駅や公共施設のみどりは、訪れる人へのもてなしの空間であるとともに、多くの人へみどりの大切さをPRする重要な空間です。まちの緑化をすすめる先導的空間として、モデルとなる緑化を図ります。

施策の方向		NO	みどりの施策
まちの顔の緑化	○駅前及び公共施設の緑化の推進	創2-1-1	駅前周辺の緑化推進
		創2-1-2	緑化の先導役となる庁舎や公共施設の積極的な緑化



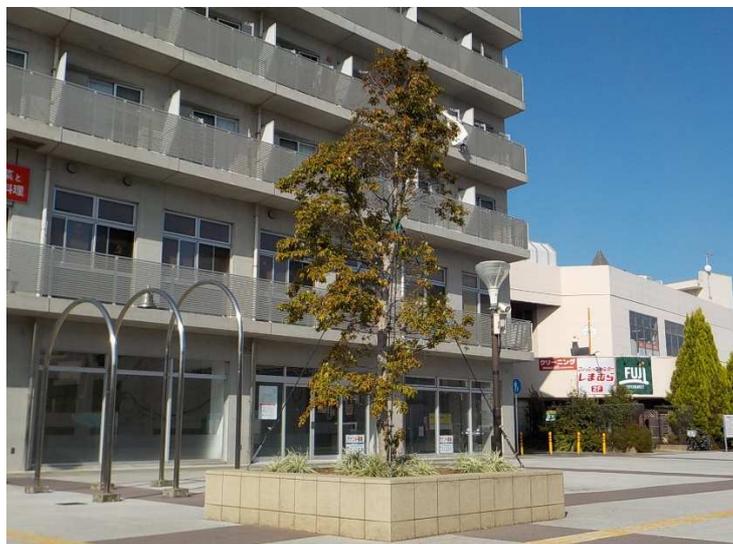
### ○駅前及び公共施設の緑化の推進

- ・ 駅前周辺や庁舎、公共施設は、緑化の先導役となるよう積極的な緑化を図ります。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
創2-1-1	駅前周辺の緑化推進	都市計画課	●	●	●
創2-1-2	緑化の先導役となる庁舎や公共施設の積極的な緑化	都市計画課	●	●	●

### 具体的な実施内容

- ・ 倉見駅や宮山駅はスペース的な問題により難しいものの、寒川駅は駅前広場や歩道、駅前公園の植樹スペースを活用し、関係団体と連携し緑化の推進を図ります。
- ・ 公共施設は将来的に縮小や統合が検討されているものの、給食センターや健康福祉総合センターの建設、庁舎や校舎の更新等が将来的に想定されます。それらには緑化の先導役となるよう、植樹帯や花壇、屋上緑化等の積極的な緑化に努めるよう設計段階から担当課に指導を行います。



## 創出2-2 道路やインターチェンジ周辺の緑化

・道路やインターチェンジのみどりは、まちに潤いを与えるとともに、利用する人に町を印象づける重要な空間です。また、道路のみどりは様々なみどりをネットワークする重要な意味を持っています。そのため、管理状況や道路構造、地域性などを把握した上で、それらを踏まえた道路緑化を推進します。

施策の方向		NO	みどりの施策
道路やインターチェンジ周辺の緑化	○道路やインターチェンジ周辺の緑化	創2-2-1	インターチェンジ周辺の緑化の推進
		創2-2-2	街路樹・緑地帯の適切な維持管理の促進



### ○道路やインターチェンジの緑化

- ・インターチェンジ周辺の緑地や街路樹・緑地帯の適切な維持管理を働きかけます。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
創2-2-1	インターチェンジ周辺の緑化の推進	都市計画課 道路課	●	●	●
創2-2-2	街路樹・緑地帯の適切な緑化の推進	都市計画課 道路課	●	●	●

### 具体的な実施内容

- ・寒川町にはインターチェンジが2か所あり、その形状の特性上においてデッドスペースとなる部分が多くあります。そのような場所の多くを緑地としていることから、高速道路管理者に適切な緑化を働きかけます。
- ・一部の都市計画道路において街路樹と緑地帯を設けており、通行する人がみどりを親しめるスペースとして役立っています。今後も道路管理者及び関係団体と連携して緑化を働きかけるとともに、安全面や景観の観点から適正な樹種を選定することも含めて、街路樹の在り方を検討します。



## ■創出－3 みどりと共生する新しいまちを創出します

### 創出3－1 環境と共生する都市の形成

・本町ではさがみ縦貫道路の全線開通やツインシティのまちづくりなど、新たな都市基盤整備の取り組みが進められています。本町を含む県央・湘南都市圏は環境と共生する都市圏の形成を目指しており、新たなまちづくりにあたっては町が積極的に関与し、ツインシティの取り組みをはじめ、みどりと共生するまちを創出します。

施策の方向		NO	みどりの施策
環境共生都市の形成	○環境に配慮したまちづくりの推進	創3-1-1	ツインシティ倉見地区への緑化推進
		創3-1-2	田端西地区への緑化推進
	○開発時における緑化指導	創3-1-3	開発指導要綱の運用による指導



### ○環境に配慮したまちづくりの推進

- ・新たなまちづくりに取り組んでいるツインシティ倉見地区や田端西地区の整備と併せた計画的なみどりの創出を図ります。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
創3-1-1	ツインシティ倉見地区への緑化推進	倉見拠点づくり課	事業進捗に応じて		
創3-1-2	田端西地区への緑化推進	田端拠点づくり課	●	●	●

### 具体的な実施内容

- ・ 環境と共生するモデル都市として大規模な拠点整備が位置付けられているツインシティ倉見地区において、町が積極的に関与し新たなまちづくりにふさわしい緑化の推進に取り組めます。
- ・ 田端西地区の拠点整備は、工業・物流等の機能集積による「産業集積拠点」として位置付けられていますが、みどりが疎かにされがちな工業系の拠点において健全なまちづくりとなる緑化の推進に取り組めます。

### ○開発時における緑化指導

- ・開発許可に際して適用される開発指導要綱について、みどりの創出に係る項目の運用を行い、良好なまちなみの形成に努めます。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
創3-1-3	開発指導要綱の運用による指導	都市計画課	●	●	●

### 具体的な実施内容

- ・ 開発行為による当該敷地において、寒川町開発指導要綱に定める公園や緑地が確保されているかについて開発申請時に内容を吟味し、適正にみどりを確保するよう指導します。

## ■整備－1 町の特徴となる公園を整備します

### 整備1－1 多様化するニーズに対応した公園の整備

・本町の公園は、街区公園が多くを占めており、小規模なものが多くなっています。少子高齢化の進行や町民ニーズの多様化に対応するため、みどりの量の充足だけでなく、みどりの質の向上に向け、利用者や地域の人々のニーズをアンケートやワークショップ等により把握し、それらを反映した特徴ある公園への既存施設等の利用転換及び既存施設等を活用した整備に努めます。

施策の方向		NO	みどりの施策
多様化するニーズに対応した公園の整備	○ニーズや時代に即した公園・緑地の整備	整1-1-1	ユニバーサルデザインの公園づくりの促進
		整1-1-2	ニーズや時代に即した公園・緑地の整備促進



### ○ニーズや時代に即した公園・緑地の整備

- ・公園の新設及び改修にあたっては、文化・言語・国籍・年齢・性別・能力などの違いに関わらず誰もが使いやすい（ユニバーサルデザイン）公園づくりを進めると共に、多様な町民ニーズや時代の要請に柔軟に対応し、それぞれの公園や緑地の持つ特性を活かした整備や管理を実施します。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
整1-1-1	ユニバーサルデザインの公園づくりの促進	都市計画課	●	●	●
整1-1-2	ニーズや時代に即した公園・緑地の整備促進	都市計画課	●	●	●

### 具体的な実施内容

- ・すべての人が公園を利活用できるよう、公園の新設や改修の際にあたっては、遊具や付帯施設にユニバーサルデザインを取り入れたものにします。
- ・公園や緑地においては、急速な宅地化により増えた子育て世代によるニーズや子育ての終わった高齢者世代によるニーズ等、周囲の環境により機能のあり方に変化が生じます。整備の計画に際しては周囲の環境に留意し、必要に応じてワークショップ等を開いて地域住民の意見を取入れ、地域に合った機能を得られるようにします。



### 整備1-2 公園の適切な維持管理の推進

・高度成長期以降に多くの社会資本が整備されたことから、公園施設についても例外ではなく更新の時期を迎えています。本町でも公園施設の老朽化等が進む中、公園施設の適切な維持管理・改築更新について取り組むこととし、必要に応じて統廃合についても検討します。

施策の方向		NO	みどりの施策
公園の適切な維持管理の推進	○公園施設等の長寿命化による適切な維持管理の推進	整1-2-1	公園施設等の長寿命化による適切な維持管理の推進
	○多様な主体による維持管理の促進	整1-2-2	町民協働による公園づくりや管理・運営の推進
		整1-2-3	指定管理者による運営・管理の検討



### ○公園施設等の長寿命化による適切な維持管理の推進

- ・本町では開設から20年以上経過し、管理が不十分な植栽や老朽化が進んだ施設を有する公園も多いことから、今後は公園の必要性を再検証し、必要な公園については施設等の長寿命化対策により、アセットマネジメントの考え方に基づく、効果的な維持管理及び改築更新を図るとともに、安全面の確保と維持管理コストの削減ならびに総合的な維持管理体制の構築を図ります。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
整1-2-1	公園施設等の長寿命化による適切な維持管理の推進	都市計画課	●	●	●

#### 具体的な実施内容

- ・管理が不十分な植栽に対して、適切な診断及び生育状況の改善等の維持管理を実施していきます。
- ・老朽化が進んでいる公園施設において、修繕や更新の必要性を判断して優先順位が高いものをリストアップし、資金計画と合わせた長寿命化計画を早期に策定し、計画的な維持管理を推進します。

### ○多様な主体による維持管理の促進

- ・公園の地域特性に応じ、行政・町民・関係団体・事業者との協働による維持管理の推進や、指定管理者制度を活用した運営・管理について検討します。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
整1-2-2	官民協働による公園づくりや管理・運営の推進	都市計画課	●	●	●
整1-2-3	指定管理者による運営・管理の検討	都市計画課 スポーツ推進課		●	●

#### 具体的な実施内容

- ・より地域に根付いた公園として適切な管理と運営が行えるよう公園愛護会の発足及びその活動を支援し、連携していきます。また、公園愛護会の発足を促進させるため、その活動を広報やホームページ等を活用して積極的に周知します。
- ・川とのふれあい公園は野球やサッカー、ドッグ・アジリティ（犬の障害物競走）等の利用者が非常に多いことから、よりきめ細やかな運営と管理が可能になる指定管理者制度を活用した運営・管理の検討を行います。

### 整備1-3 計画的な都市公園等の整備

・公園は、都市環境の改善やレクリエーション、自然環境の保全、地域コミュニティの形成、景観の形成、防災など、様々な機能を有しており、本町の1人あたりの公園面積は令和2年現在3.91㎡/人となっています。一方で今後、少子高齢化・人口減少の進行とそれに伴う財政の悪化が懸念されることから、必要な公園施設を絞り込み、計画的な整備を図ります。

施策の方向		NO	みどりの施策
計画的な都市公園等の整備	○身近な公園の整備	整1-3-1	【街区公園整備】
	○大規模な公園の整備	整1-3-2	【地区公園整備】
		整1-3-3	【運動公園整備】



### ○身近な公園の見直し

- ・街区公園や近隣公園は、防災やレクリエーション、地域コミュニティ形成の場など、地域の暮らしに不可欠な機能を有しており、地域ニーズに応じた公園整備が求められています。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
整1-3-1	【街区公園整備】	都市計画課	●	●	●

#### 具体的な実施内容

- ・ 街区公園の整備に際しては、周囲の環境に留意し地域住民の意見を取り入れるための実態調査を行った上で、地域に合った公園となるよう整備します。

### ○大規模な公園の充実

- ・さむかわ中央公園は、他の公共公益施設等と連携し、町のシンボルとなる地区公園として機能の充実を図ります。
- ・川とのふれあい公園は、野球グラウンドやサッカーグラウンドに加えて、ドッグ・アジリティ等の用途に頻繁に利用されている広場があり、ゆとりのあるスペースとロケーションの良さに定評があることから、町内外から多くの利用があります。河川敷を利用したレクリエーションの場となる運動公園として、その機能の維持と充実を図ります。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
整1-3-2	【地区公園整備】	都市計画課	●	●	●
整1-3-3	【運動公園整備】	都市計画課 スポーツ推進課	●	●	●

#### 具体的な実施内容

- ・ 寒川町の地区公園として代表されるさむかわ中央公園は、普段の散歩や週末の家族や仲間とのレクリエーション、また産業まつりやその他大規模なイベントの会場としての機能に加え、耐震性貯水槽や防災備蓄倉庫がある広域避難所としての防災機能や救急患者を搬送するドクターヘリの着陸場としての機能も有しています。その機能を継続して住民が享受できるよう、充実を図ります。
- ・ 川とのふれあい公園は河川敷という特性上、整備において河川管理者から様々な制約が課されているものの、グラウンドやトイレの機能等に要望が多く寄せられていることから、河川管理者と積極的に協議を行うことにより、利用者の要望に即した公園となるよう機能の維持と充実を図ります。

## ■整備－2 みどりにふれあう身近な場所を整備します

### 整備2－1 みどりにふれあう身近な場所を整備します

・多様な緑地や緑道は、市街地における貴重なみどりとなっています。市街地のみどりとして重要な役割を担う公園は早期に多数整備することは困難であることから、様々な形態のみどりと連携することにより、その機能の補完を図ります。

施策の方向		NO	みどりの施策
みどりにふれあう身近な場所の整備	○身近な水辺やみどりのスポットの維持・整備	整2-1-1	【都市緑地の整備】 道路緑地の整備促進
		整2-1-2	【公共施設緑地の確保】 運動場等、児童遊園、ちびっ子広場の維持・保全
	○水とみどりを結ぶ緑道の整備	整2-1-3	【緑道】 緑道の整備とネットワーク化の促進



### ○身近なみどりのスポットの維持・整備

(都市緑地) (公共施設緑地) (民間施設緑地)

- ・道路緑地及び都市緑地との連携を促進します。また、公園に準ずる機能を持つ運動場、児童遊園、ちびっ子広場や社寺境内地等のオープンスペースにより、地域毎の既存施設の利用転換による公園機能の補完を図ります。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
整2-1-1	【都市緑地の整備】 道路緑地の整備促進	都市計画課	●	●	●
整2-1-2	【公共施設等の緑地の確保】 運動場、児童の遊び場、ちびっ子広場の維持・保全	都市計画課 スポーツ推進課 子育て支援課	●	●	●

#### 具体的な実施内容

- ・一部の都市計画道路において街路樹と緑地帯を設けており、通行する人がみどりを親しめるスペースとして役立っています。今後も道路管理者及び関係団体と連携してみどりの整備を促進します。
- ・運動場や児童の遊び場、ちびっ子広場は、公園が近くにない地域住民にとって貴重な遊び場や憩いの場であると同時にみどりと触れ合う場所であるため、定期的の実態調査を行いながら適切な保全と維持管理を推進します。また、施設等の更新の際は地域住民の意見や要望を取り入れ、地域に根付いたものとしします。

### ○水とみどりを結ぶ緑道の整備（緑道）

- ・本町では、河川や用水路、廃線跡等を活用した緑道が多数存在し、人々に親しまれています。緑道によるみどりの連続は、生活環境に潤いをもたらすだけでなく、防災面や生物の生息・生育環境保全、都市環境の改善等の面からも重要です。今後も様々な事業と連携しながら、みどりのネットワークとなる緑道の整備を進めます。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
整2-1-3	【緑道】 緑道の整備とネットワーク化の促進	都市計画課	●	●	●

#### 具体的な実施内容

- ・緑道が明るく地域住民が親しめる健全なものであるよう、関係団体と連携しつつ定期的且つ適正な草刈りや樹木剪定を実施するとともに定期的の実態調査を行い、問題点を洗い出して計画的に改善を図ります。また、ネットワークとして連続性を保てるよう工夫します。

## ■整備－3 安全・安心のためのみどりを整備します

### 整備3－1 安全・安心のためのみどりを整備します

- ・みどりは、災害時には延焼遮断帯や避難路、防災活動拠点等、様々な機能を発揮します。既存の公園や学校、緑道等を活用しながら、防災面からの機能強化を進め、安全・安心のためのみどりを整備します。

施策の方向		NO	みどりの施策
安全・安心のためのみどりの整備	○安全・安心のためのみどりの整備	整3-1-1	防災性の向上に資するみどりの保全
		整3-1-2	公園の防災機能の向上促進
		整3-1-3	防犯に配慮した公園施設の検討



### ○安全・安心のためのみどりの整備

- ・火災時の延焼防止やがけ崩れの防止など防災性の向上に資するまとまった樹林地や農地などのみどりの保全を図ります。また、大規模災害発生時の避難路や一時避難、救護活動などに役立つ公園の防災機能の向上を図ります。
- ・また、公園への防犯カメラや公園灯の設置、周辺から公園が見通せるような植栽など、防犯に配慮した公園施設の整備を検討します。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
整3-1-1	防災性の向上に資するみどりの保全	都市計画課	●	●	●
整3-1-2	公園の防災機能の向上促進	都市計画課 町民安全課		●	●
整3-1-3	防犯に配慮した公園施設の検討	都市計画課 町民安全課		●	●

### 具体的な実施内容

- ・現状ある樹林地や農地の中で防災の機能を保有しているものについて、適切に維持管理を行うとともに、必要性を検証した上で防火性の高い樹種（イチヨウ、サザンカ、シラカシ等）への植え替え等についても検討を行います。
- ・防災機能がある公園（さむかわ中央公園や寒川駅前公園）についてはその機能が失われることがないように運用と維持管理に努めます。現在、防災機能がない公園についてはその機能の必要性を検討し、必要に応じて機能の確保に努めます。
- ・公園灯は、省エネ且つ明るさのあるLED照明灯に順次更新することでランニングコストの削減に努めることとし、防犯対策として防犯カメラの導入を検討します。

## ■継承－1 水とみどり文化の醸成

### 継承1－1 水とみどり文化の醸成

・本町は相模川・目久尻川・小出川に囲まれていることから川との関わりがとりわけ深く、みどりを保全・継承していくためには、人々の水とみどりへの関心を高め、みどりとふれあう暮らしが文化となって広がっていくことが重要です。みどりとふれあう機会や情報の提供により、水とみどりの文化を醸成します。

施策の方向		NO	みどりの施策
水とみどり文化の醸成	○みどりに関する情報の発信	継1-1-1	多様な情報媒体を活用したみどり情報の発信
	○水に関する情報の発信	継1-1-2	水に関する情報発信の促進
	○みどりのイベントの充実	継1-1-3	緑化フェアの充実



### ○みどりに関する情報の発信

- ・ホームページ、地域情報誌等多様な情報媒体を活用したみどりに関する情報の発信を推進します。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
継1-1-1	多様な情報媒体を活用したみどり情報の発信	都市計画課	●	●	●

#### 具体的な実施内容

- ・ 行政や関係団体、町民が行った緑化活動や季節毎のみどりに関する情報を、ホームページや広報誌等により積極的に発信します。また、関係団体が発行しているみどりに関する情報誌についても、広く周知されるよう支援します。

### ○水に関する情報の発信

- ・相模川は、県内各地に飲料水を提供する重要な水源であるとともに、相模川をはじめ目久尻川、小出川とその周辺は町民の憩いの場として、水と親しむ身近な環境であることから、水に関する情報を発信してまいります。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
継1-1-2	水に関する情報発信の促進	都市計画課	●	●	●

#### 具体的な実施内容

- ・ 県営水道や河川協会が発行している水に関する広報誌等を積極的に配布し、水に関する情報発信に努めます。

### ○みどりのイベントの充実

- ・産業まつりに合わせて行われる緑化フェアの充実を図るとともに、小出川彼岸花まつりなどのみどりのイベントを支援します。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
継1-1-3	緑化フェアの充実	都市計画課	●	●	●

#### 具体的な実施内容

- ・ 緑化フェアでは子供から高齢者まで広く緑化に興味を持ってもらえるよう、手作り体験や苗木の配布を行う等、工夫を凝らし充実させるよう努めます。

## ■継承－2 みどりづくりを進める体制づくり

### 継承2－1 みどりづくりを進める体制づくり

・みどりづくりを進めるためには、行政・町民・関係団体・事業者による協働が不可欠です。  
 多くの主体が取り組めるよう、みどりづくりに積極的に参加できる体制づくりを進めます。

施策の方向		NO	みどりの施策
みどりづくりを進める体制づくり	○人材育成・活動団体支援	継2-1-1	みどり活動に関するボランティアなどの人材募集
		継2-1-2	緑化推進団体等ボランティア団体の支援



○人材育成や関係団体の支援

- ・落ち葉はきボランティア、花壇ボランティア、公園ボランティアなど、みどりづくりを担う人材や団体を募集するとともに、研修の実施やみどりづくりを行う空間や資材の提供などの活動を継続することができるような支援を行います。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
継2-1-1	みどり活動に関するボランティアなどの人材募集	都市計画課	●	●	●
継2-1-2	緑化推進等を実施する関係団体の支援	都市計画課	●	●	●

**具体的な実施内容**

- ・ 関係団体の意見や提案を取り入れながら、ホームページや広報でみどりの活動に関する情報を積極的に公開しつつ、活動を継続することができるように必要な人材の募集を行います。
- ・ 関係団体と密に調整を行い、活動に必要な関係各課との調整や必要な資材の調達、広報活動を行うことにより、団体活動を継続させ、より盛り上げることができるよう支援を充実させます。



## ■継承－3 みどりづくりの制度の充実

### 継承3－1 みどりづくりの制度の充実

・みどりづくりを進めるためには、それらを実現するための制度が重要であり、財源も必要となります。また、行政だけでなく、町民や町民団体、事業者との連携を図り、協働のもとに取り組む必要があります。そのため、様々な主体がより積極的にみどりづくりや保全活動に取り組めるよう、様々な制度の活用促進や制度の充実を図ります。

施策の方向		NO	みどりの施策
みどりづくりの 制度の充実	○制度の充実	継3-1-1	みどりの保全及び緑化の推進に関する条例の充実
		継3-1-2	寒川町緑化基金条例の充実
		継3-1-3	協働提案事業の活用推進
	○みどりの基本計画の推進	継3-1-4	みどりの基本計画の継続的推進



### ○制度の充実

- ・本町では「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」や「寒川町緑化基金条例」により、みどりづくりの活動を支えてきました。一方で、これらの制度は社会経済情勢の変化や町民のみどりに対する関心の高まりなどにより、制度の見直しが望まれる部分もあります。将来にわたり、みどりづくりや保全活動を支える制度として活用できるよう、それぞれの制度の充実を図ります。
- ・また、町と町民が協力し、地域課題の解決に取り組む協働事業について、みどりづくりへの積極的な活用を推進します。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
継3-1-1	「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」の充実	都市計画課	●	●	●
継3-1-2	「寒川町緑化基金条例」の充実	都市計画課	●	●	●
継3-1-3	町と町民の協働事業提案制度の活用推進	都市計画課 町民協働課	●	●	●

### 具体的な実施内容

- ・ 「緑の保全及び緑化の推進に関する条例」において、保存樹木等の保全に必要な助成を定めているものの、現在は助成を行わないこととしています。この助成を再開することで、保存樹木等を適正に保全します。
- ・ 緑化基金に関する先進自治体の事例等を調査研究し、有益と思われる事項を寒川町に合った形で取り入れることで、「緑化基金条例」の充実を図ります。
- ・ 公園や緑道の運用や維持管理、諸問題等の課題に対し、協働事業提案制度を活用して目的達成に向かう取り組みを推進します。

### ○みどりの基本計画の推進

- ・本町でのみどりづくりを進めるため、本計画の継続的な推進を行います。

施策NO	みどりの施策	担当課	実施時期		
			前期	中期	後期
継3-1-4	みどりの基本計画の継続的な推進	都市計画課	●	●	●

### 具体的な実施内容

- ・ PDCA サイクルによる計画の見直し、施策の定期的な進捗状況のチェック、具体的な事業の進捗などを寒川町総合計画2040の実施計画期間に合わせて実施することにより、成果の確認と反省点の見直しを行い、本計画の継続的な推進を図ります。